

報告事項1

平成30年度 事業計画

月	計 画 事 項	説 明
4月	協会報発行（第248号） 新入社員安全衛生教育（4日） 第1回玉掛け技能講習（5, 6, 8日） 第1回製造業職長教育（10, 11日） 第1回足場組立て等特別教育（12日） 第1回クレーン運転業務に係る特別教育（14, 15日） 第1回建設業職長・安全衛生責任者教育（17, 18日） 第1回小型移動式クレーン運転技能講習（19, 20, 22日） 第1回建設業職長等能力向上教育に準じた教育（25日） 会計監査 第1回理事会	安衛法第59条、安衛則第35条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 福島労働局長登録講習 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 総会提出議案の審議（定款第29条の2による決議）
5月	第2回玉掛け技能講習（10, 11, 13日） 第1回アーク溶接作業特別教育（15, 16日） 第1回安全管理者選任時研修（17, 18日） 第1回ガス溶接技能講習（19, 20日） 協会報編集委員会（22日） 定時総会（25日） 第1回低圧電気取扱業務特別教育（29日） 第1回リスクアセスメント研修（30日）	福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第19条の2に基づく教育 福島労働局長登録講習 協会報（第249号）の編集会議 提出議案の審議 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置（リスクアセスメント）を実施するための研修
6月	全国安全週間準備月間（1～30日） 第1回自由研削と石取替業務等特別教育（3日） { 全国安全週間実施要綱説明会（4日） 安全管理研修会 安全衛生部会合同幹事会（6日） 第3回玉掛け技能講習（7, 8, 10日） 第2回製造業職長教育（12, 13日） 第1回刈払機取扱作業安全衛生教育（14日） 第2回足場組立て等特別教育（15日） 第2回建設業職長・安全衛生責任者教育（19, 20日） 第2回小型移動式クレーン運転技能講習（21, 22, 24日） 第1回高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育（26, 27日）	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 全国安全週間の実施要綱の説明 労働災害防止等についての研修会 福島労働局長登録講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育
7月	全国安全週間（1～7日） 協会報発行（第249号） 福島地区産業安全衛生大会（5日） 第2回ガス溶接技能講習（7, 8日） 第3回製造業職長教育（10, 11日） 第1回安全衛生推進者養成講習（12, 13日） 第3回建設業職長・安全衛生責任者教育（17, 18日） 第4回玉掛け技能講習（19, 20, 22日） 第2回建設業職長等能力向上教育に準じた教育（24日） 第2回アーク溶接作業特別教育（25, 26日） 第2回クレーン運転業務に係る特別教育（28, 29日）	於 福島グリーンパレス 福島労働局長登録講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 福島労働局長登録講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 福島労働局長登録講習 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育

月	計 画 事 項	説 明
8月	第2回刈払機取扱作業安全衛生教育(1日) 第1回酸素欠乏等危険作業特別教育(2日) 第2回リスクアセスメント研修(21日) 第1回KYTリーダー研修(22日) 第5回玉掛け技能講習(23, 24, 26日) 協会報編集委員会	厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置 (リスクアセスメント)を実施するための研修 ゼロ災運動に基づくリーダー研修 福島労働局長登録講習 協会報(第250号)の編集会議
9月	全国労働衛生週間準備月間(1~30日) 第2回自由研削と石取替業務等特別教育(2日) { 全国労働衛生週間実施要綱説明会(4日) 衛生管理研修会 第3回小型移動式クレーン運転技能講習(6, 7, 9日) 第4回製造業職長教育(11, 12日) 第3回刈払機取扱作業安全衛生教育(13日) 第4回建設業職長・安全衛生責任者教育(18, 19日) 第2回安全管理者選任時研修(20, 21日) 第6回玉掛け技能講習(27, 28, 30日) 労務部会幹事会	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 全国労働衛生週間実施要綱の説明 労働衛生等についての研修会 福島労働局長登録講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 安衛法第19条の2に基づく教育 福島労働局長登録講習 労務管理研修会等の打合せ
10月	協会報発行(第250号) 全国労働衛生週間(1~7日) 福島県産業安全衛生大会(4日) 第3回足場組立て等特別教育(5日) 第3回刈払機取扱作業安全衛生教育(10日) 第4回小型移動式クレーン運転技能講習(11, 12, 14日) 全国産業安全衛生大会(17, 18, 19日) 局所排気装置等定期自主検査者養成講習(23, 24日) 第7回玉掛け技能講習(25, 26, 28日) 第3回アーク溶接作業特別教育(30, 31日) 第2回理事会 優良事業場安全衛生視察	県基協主催に協力 (於 福島市 とうほうみんなの文化センター) 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 福島労働局長登録講習 中災防主催(於 神奈川県横浜市) 厚生労働省通達に基づく講習 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育
11月	第5回建設業職長・安全衛生責任者教育(6, 7日) 粉じん作業従事者特別教育(8日) 第3回ガス溶接技能講習(10, 11日) 第3回安全管理者選任時研修(14, 15日) 労務管理研修会(16日) ダイオキシン類従事者特別教育(20日) 第2回低圧電気取扱業務特別教育(21日) 第5回製造業職長教育(27, 28日) 協会報編集委員会	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第19条の2に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 協会報(第251号)の編集会議

月	計 画 事 項	説 明
12月	第3回自由研削と石取替業務等特別教育(2日) 第3回リスクアセスメント研修(5日) 第8回玉掛け技能講習(6,7,9日) 第2回高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育(11,12日) 第4回アーク溶接作業特別教育(13,14日) 第1回労務・安全・衛生部会合同幹事会	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置 (リスクアセスメント)を実施するための研修 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 各部会行事の実施状況報告及び今後の打合せ
1月	協会報発行(第251号) 事業主のつどい(10日) 第4回リスクアセスメント研修(17日) 第2回K Y Tリーダー研修(18日) 第3回クレーン運転業務に係る特別教育(19,20日) 第6回製造業職長教育(22,23日) 衛生管理者研修会(24,25日)	於 福島グリーンパレス 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置 (リスクアセスメント)を実施するための研修 ゼロ災運動に基づくリーダー研修 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 県基協主催に協力
2月	第4回ガス溶接技能講習(2,3日) 第7回製造業職長教育(5,6日) 安全管理者研修会(7,8日) 労災実務研修会(19日) 第3回低圧電気取扱業務特別教育(20日) 第9回玉掛け技能講習(21,22,24日) 第5回アーク溶接作業特別教育(26,27日) 協会報編集委員会	福島労働局長登録講習 安衛法第60条に基づく安全衛生教育 県基協主催に協力 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 協会報(第252号)の編集会議
3月	第4回自由研削と石取替業務等特別教育(2日) 第4回安全管理者選任時研修(5,6日) 第2回安全衛生推進者養成講習(12,13日) 第10回玉掛け技能講習(14,15,17日) 第2回労務・安全・衛生部会合同幹事会 第3回理事会	安衛法第59条、安衛則第36条に基づく教育 安衛法第19条の2に基づく教育 福島労働局長登録講習 福島労働局長登録講習 平成31年度事業計画(案)についての打合せ
通 年		(1)福島労働基準監督署の実施する労働条件確保対策、労働災害防止対策、健康確保対策、労災補償対策等 に関する業務推進に対する協力。 (2)福島労働局・県下各労働基準監督署の主唱する無災害推進運動の実施。 (3)中央労働災害防止協会及び福島県労働基準協会の実施する各種行事及び災害防止運動に対する協力。 (4)労働安全衛生法、じん肺法等に定める各種健康診断の実施勧奨及び健康診断機関の斡旋。 (5)協会備え付け各種器具(照度計、騒音測定器、熱中症指標計、DVD等)の会員に対する無料貸出し。 (6)労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等に関する相談、事務手続き等の指導。 (7)労働安全衛生関係図書及び各種用品の頒布。